

発 案 書

県議第九号

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例を次のように発案する。

令和八年七月九日

提出者 岐阜県議会議員

佐藤 武彦
平岩 正光
伊藤 正博
水野 吉近

岐阜県議会議長 松岡 正人 様

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例（昭和四十二年岐阜県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表高山市の項選挙区の名称の欄中「高山市」を「高山市・飛驒市」に改め、同項選挙区の区域の欄中「高山市」の下に「飛驒市」を加え、同項中「二人」を「三人」に改め、同表飛驒市の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県議会議員の定数及び選挙区に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

提 案 説 明

県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を変更するため、この条例を定めようとする。